

# あなたの施設に即戦力を！！

特定技能実習生なら5年は確保できます！

海外HAPPY SHARE 株式会社  
海外人材育成事業 部長 下地 玲緒奈

# 介護施設の課題

介護分野においては、介護施設を必要とする高齢者が増加する一方、介護サービスを提供する労働者が減少しており、深刻な人手不足が続いています。



## 課題 1

### 離職率の高さ

介護職員は、他の職に比べても離職率が高いと言われていています。離職の理由としては「体力を使うなど仕事はきついのに給与が安い」というイメージをもたれることも多い仕事です。



## 課題 2

### 採用の難しさ

2022年時点で全業種の有効求人倍率が1.31倍なのに対して、介護業界の有効求人倍率は3.68倍。これはつまり1人の求職者を3社で取り合っている状況を示しており、その競争の厳しさは他業種の約3倍にもなっています。



## 課題 3

### 教育制度の未整備

人材不足を乗り切るためには資格取得を推進することでキャリアアップを図れるようにするなどの体制整備が必要不可欠です。介護する側の負担が増えることで高齢者虐待などの痛ましいトラブルが懸念されます。

# 私達ができること

この状況を打開するために設けられた制度が外国人労働者を受け入れる「特定技能」制度です。  
私達が直接フィリピンへ行き、質の高い介護技術・施設に合った介護技術を教えています。



## 課題 1 離職率の高さ

特定技能実習生は日本への出稼ぎと捉えている生徒も多く、職場環境が整っていれば離職する可能性は低いです。



## 課題 2 採用の難しさ

確実に採用できます。  
ネットを通して現地の生徒と面接もできます。



## 課題 3 教育制度の未整備

現場の状況を確認、モニタリングを行い、施設に合った介護技術を教えます。  
実務者研修程度の知識を持っています。

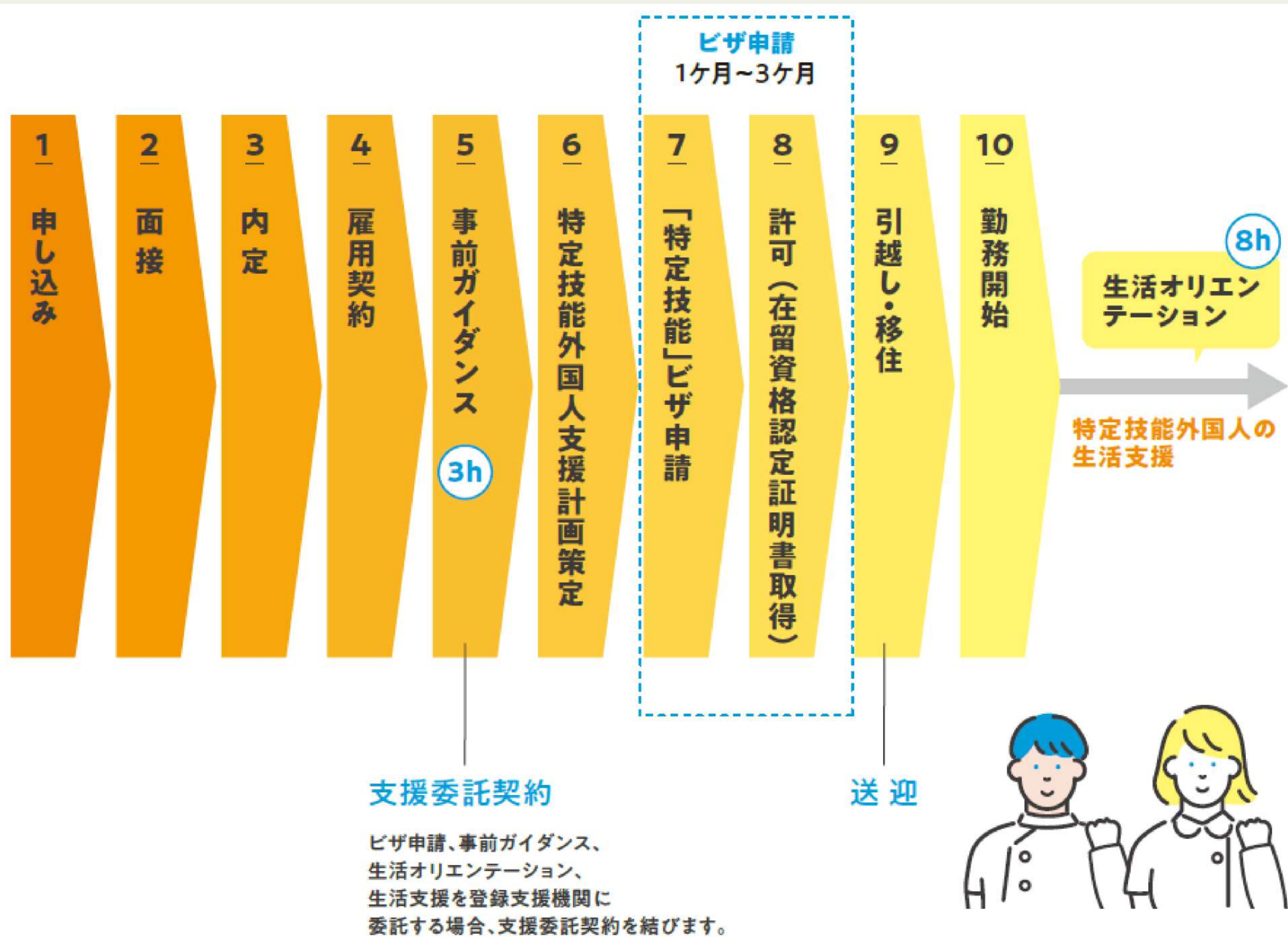
# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 私達にお任せください！！

1. 送り出し機関への手数料：50万円
2. 入国時渡航費用：10万円
3. 人材紹介手数料：10～30万円
4. 在留資格申請費用：10～20万円
5. 事前ガイダンス等：1.5～4万円
6. 在留資格更新費用：4～8万円

**一人確実に採用で約80万です！**

# 特定技能実習生を受け入れるには？



# 特定技能実習生を受け入れるには？

特定技能実習生を受け入れ（雇用）する為には大きく分けると下の3つになります。

- 「特定技能外国人の採用費用」
- 「在留資格申請や登録支援機関に支払う費用」
- 「外国人本人に支払う費用」

# 特定技能実習生を受け入れるには？

## ・「特定技能外国人の採用費用」

### ①特定技能外国人の紹介手数料

登録支援機関や人材紹介会社を活用する場合は、紹介手数料として、特定技能外国人の**年収の20-30%や固定の手数料（10万円～30万円）**が1名採用ごとに発生してきます。

### ②送り出し機関に対して支払う費用

国外に在住する外国人を特定技能として雇用する場合は注意が必要です。

理由としては、日本国政府と送り出し国（14ヵ国）各国との間で締結した、二国間協定（MOC）によって、送り出し機関を必ず通さなければならない国も存在するためです。特定技能外国人の**給与額の1ヶ月～最大3ヶ月分の手数料を徴収可能と規定されています。**

人材の給与が20万円と仮定すると、**最低でも20万円、最大で60万円もの人材紹介・手続き手数料を送り出し機関に支払う必要があります。**また、日本語指導料（N4）が約20万円かかります。

# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 「在留資格申請や登録支援機関に支払う費用」

### ①在留資格認定・変更許可申請の費用

特定技能における在留資格申請は、準備しなければならない書類の数が膨大かつ複雑なため、専門知識を有する外部の行政書士や登録支援機関に委託する企業が大半です。

初回の申請書類作成委託費用（在留資格認定・変更許可申請）は、約10～20万円程度が多いでしょう。自社で対応することも可能ではありますが、かなりハードルが高いのであまりおすすめはできません。

### ②在留期間更新申請の費用

特定技能1号は5年間の在留期間がありますが、**実際は毎年在留期間を更新しなければなりません。**そのため、年に1度は、特定技能外国人の在留期間更新のための書類準備・作成・出入国在留管理庁への申請業務が発生してきます。

こちらも、初見で自社対応するのはハードルが高いため、外部の行政書士や登録支援機関に委託される企業様が多くなっています。その場合は、**4万円～8万円の費用**が発生してくるでしょう。



# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 「在留資格申請や登録支援機関に支払う費用」

### ③事前ガイダンス・生活オリエンテーション

在留資格の認定・変更申請の前には「事前ガイダンス」というものを実施する必要があります。また、在留許可後には速やかに「生活オリエンテーション」を実施することが求められています。どちらも法令で定められた内容（雇用契約や日本での生活上の注意点など）を外国人の理解できる言語（母国語）にて、所定時間を守った上で実施することが必須です。外部に委託する場合は、それぞれ**1,5万円～4万円程度の費用**が発生してきます。

### ④義務的支援の委託費用

特定技能外国人を受け入れる場合は、法令で定められた「義務的支援」を支援計画に基づいて実施する必要があります。（先にあげた事前ガイダンスと生活オリエンテーションも義務的支援の一つです。）この義務的支援に関しては、要件を満たした「支援責任者」と「支援担当者」の下で実施しなければならず、自社で要件を満たした職員を専任できない場合は、「登録支援機関」へ支援を委託することが可能です。登録支援機関に委託した場合は、特定技能外国人一人当たり**2～4万円**の支援委託費が毎月発生してきます。

# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 「外国人本人に支払う費用」

### ①渡航費用

海外から来日してもらう場合、その渡航費については基本的には本人負担でも問題ございません。  
(もちろん、事前に本人との話し合いで合意を得ている必要があります。)

**二国間協定（MOC）によっては、受け入れ側企業が負担するよう取り決めがなされているケースがあつたり、送り出し機関によつても、受け入れ企業側に費用負担を求めてくる場合があります。**その場合は、国によって異なりますが、**大体4～10万円程の費用が掛かると見込まれるでしょう。**

### ②住居の準備費用

**国外から入国する場合、住居を企業側で準備する必要があります。**賃貸物件を準備する場合は、初期費用全般が発生してきます。また、**家具・家電に関しても、事前に準備するか、配属時に外国人本人と購入しにいく必要があるでしょう。**

### ③給与及び福利厚生

特定技能外国人に対して支払う給与は、**同じ程度の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の金額である必要があります。**

# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 家賃や光熱費の負担について

家賃や水道光熱費、Wi-Fiなどの通信費については、**技能実習生や特定技能外国人本人との合意の上で給与から控除・徴収することができますが、当然に実費までの金額となります**（管理費・共益費を含むが、敷金・礼金・保証金・仲介手数料の請求はNG）。会社側が利益を上げるような請求や、周辺の賃貸料相場や本人給与を鑑みて、不当に高額な家賃設定をすることもできません。

複数の外国人社員が1部屋をシェアすることが一般的ですが、その場合は、家賃や水道光熱費の実費を入居人数で割った金額以内を控除・徴収することができます。

### ■家賃・水道光熱費が総額9万円の家を3名で使用する場合

$$9万円 \div 3名 = 上限3万円 / 1名あたり$$

技能実習生や特定技能外国人本人の家賃負担の相場は「**1名あたり2~3万円程度**」、水道光熱費の負担は「**1名あたり5千円~1万円程度**」となっているため、この金額を上限の基準として控除・徴収することが望ましいでしょう。

# なぜフィリピンなのか？

- **ホスピタリティーの精神**  
社交的で人とのつながりを大切にします。  
ホスピタリティーの精神を持ち、人をおもてなし歓迎します。
- **家族を大切にする**  
家族思いで、家族のために出稼ぎし、お金を工面し両親を楽させてあげようという考えでいます。
- **明るく陽気な性格**  
陽気な性格で人には積極的に話かけ、初対面でも仲良くなれるフレンドリーさが魅力です。  
争いごとを好まず、平和主義でお祭りイベントが好きです。
- **コミュニケーション能力が高い**  
人見知りしない性格から、コミュニケーション能力が高い。  
自国でもサービス業が6割を占めるのもあり、場を盛り上げ人を楽しませるのが得意です。
- **プライドが高い**  
フィリピンの学校では褒めて伸ばす文化が根付いており、叱ったり怒ったりするとプライドに傷が付くことがあるようです。
- **フィリピンタイム**  
フィリピンには、フィリピンタイムなるものがあり、時間にルーズです。  
日本でも沖縄人が時間にルーズなのは有名な話で、気候が温暖な所は、良くも悪くもそういう一面があるようです。

# 特定技能実習生を受け入れるには？

- 求人広告料の例

紙面1号サイズ (6cm×4cm) 12,000円

12,000円×4週間=48,000円 (1か月)

48,000円×12か月=576,000 (1年)

576,000円×5年=2,880,000円

- 介護 人材派遣の例

紹介料 50万円

時給 2,000円×8時間=16,000円 (1日)

16,000円×22日勤務=352,000円 (一か月)

# 特定技能実習生を受け入れるには？

## 御社でご準備していただくこととして

1. 支援委託費用：年間24～48万円（一人当たり2～4万円/月）
2. 住居の準備費用：初期費用全般（住居の家賃により大きく変動）
3. 家具・家電・WiFi準備費用：20～30万円
4. 給与：同じ程度の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の金額

## 入社までに3～6か月かかります！

### 在留資格許可申請

出入国在留管理庁に在留資格「特定技能1号」の許可申請を行います。

### ビザ取得・海外労働許可証取得

在留資格許可後、在比日本大使館にてビザの取得を行い、比国海外雇用庁より海外労働許可証を取得します。

### 入国

ビザと海外労働許可証の取得後に、日本に入国です。

入国する空港は、フィリピンから直行便のある最寄りの空港となります。

（成田、羽田、セントレア、関西、福岡、千歳）

### 入社

入国後に日本での生活に必要な準備をして、いよいよ入社となります。

特定技能外国人の受入れがスタートです！

# 特定技能実習生を受け入れるには？

コストの発生タイミング	費目	金額
イニシャルコスト (初期費用)	・人材紹介会社へ支払う採用費用	30~60万円
	・送り出し機関に支払う費用	20~30万円
	・在留資格（ビザ）の認定・変更申請の委託費用	12~20万円
	・航空券費用（往路のみ）	5~7万円
	・住居に関わる費用	20~40万円
	・健康診断費用	1万円
合計	1名あたり 88~158万円	
ランニングコスト (維持費用)	・登録支援機関に支払う支援委託費用	2~3万円/月
	・在留資格（ビザ）の更新申請代行費用	6~10万円
	・外国人への給与等	
	・協議会（JAC）費用（建設業のみ）	年額39~48万円
合計	1名あたり 給与 +2~3万円/月 6~10万円/年1回	

※建設業の場合、年額39~48万円も発生

この資料に関するお問い合わせは下記まで

**海外HAPPY SHARE 株式会社**  
**海外人材育成事業 部長 下地 玲緒奈**

**電話（直通）：070-5418-5308**